Ⅶ バリアフリー基本構想

Ⅶ バリアフリー基本構想

1　背景と目的・範囲

（１）基本構想策定の背景と目的

我が国では、急速な少子高齢化の進行や、障がいの有無にかかわらず誰もが社会に参加できる共生社会の実現に向けた要請の高まりを背景に、平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。その後の改正を経て、ノーマライゼーション及びユニバーサルデザインの理念の浸透とあわせて、旅客施設、道路、建築物等を一体的・面的にバリアフリー化することが全国の市区町村に求められています。

本町では、人口減少や少子高齢化が進行する中、新松田駅・松田駅の２駅を中心市街地の交通結節点として位置づけていますが、駅前広場や周辺道路の整備が十分に進んでおらず、駅間の移動や各種交通及び歩行者の錯綜など、駅周辺における移動の利便性・安全性の確保が課題となっています。また、公共交通の維持・充実に向けては、鉄道・バスの乗換え環境の改善や、駅から周辺施設までの移動の連続性の確保が求められており、現在進められている新松田駅北口地区市街地再開発事業を契機として、中心拠点にふさわしい都市機能の集積・誘導とあわせたバリアフリー化の推進が必要とされています。

松田町都市計画マスタープランをはじめとする本町の上位・関連計画においても、人にやさしい都市環境づくりや、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの方針が示されており、本町全体としてバリアフリー化を推進していくことが求められています。

以上のような社会的背景及び本町の状況を踏まえ、本町では、新松田駅・松田駅周辺地区を対象に、高齢者、障がい者等を含むすべての人が、安全かつ快適に移動し、まちの活動に参加できる地域社会の実現を図ることを目的として、「松田町バリアフリー基本構想」（以下「本基本構想」という。）を策定します。

（２）バリアフリー法の概要

①制定と改正の経緯

平成 18 年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。バリアフリー法は、それまでの「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合したもので、旅客施設や建築物単体のバリアフリー化にとどまらず、これらをつなぐ道路等も含めた面的・一体的なバリアフリー化を促進する枠組みとして創設されました。

その後、平成 30 年の改正（平成 30 年 11 月一部施行・平成 31 年 4 月全部施行）により、共生社会の実現や社会的障壁の除去という法の理念が明確化されました。さらに、令和 2 年の改正（令和 2 年 6 月一部施行・令和 3 年 4 月全部施行）では、公立小中学校等が移動等円滑化基準の適合義務の対象施設に追加されるとともに、施設設置管理者によるソフト面の対策強化や「心のバリアフリー」の一層の推進を図るための規定が追加されています。

また、令和 6 年 4 月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の改正法が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、共生社会の実現に向けたハード・ソフト両面の取り組みが引き続き求められています。国においても、令和 7 年 6 月に「移動等円滑化の促進に関する基本方針（第 4 次目標）」がとりまとめられ、地域特性を踏まえたバリアフリーまちづくりを一層推進する方針が示されているところです。

②基本構想が定める事項

バリアフリー法に基づく基本構想は、旅客施設を中心とする地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区のうち、重点的にバリアフリー化を推進すべき地区（重点整備地区）を定め、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等について、面的・一体的なバリアフリー化を図るための具体的な事業（特定事業）を位置づけるものです。

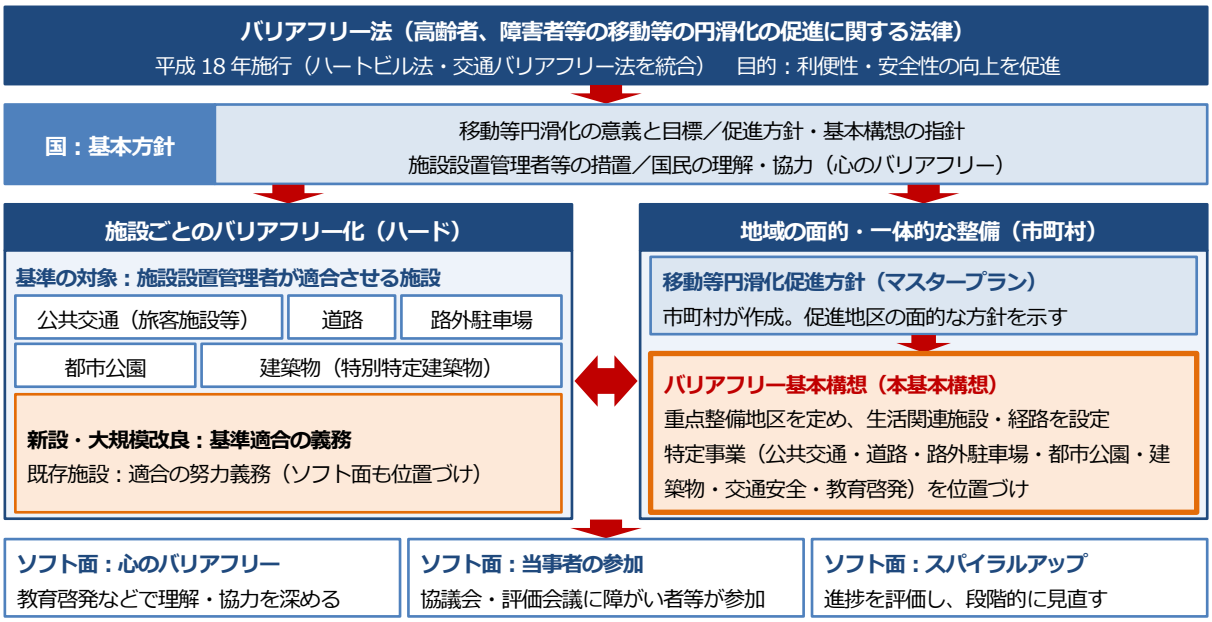

【バリアフリー法の概要】

（３）基本構想策定の方針

①基本構想策定の方針

新松田駅（小田急小田原線）及び松田駅（JR 御殿場線）は、本町における公共交通の中心であり、新宿・小田原方面や御殿場方面への広域的なアクセスを担うとともに、２駅が隣接して立地することで、鉄道相互の乗換え拠点としての機能もあわせ持つ、本町にとって特に重要な交通結節点です。

本町では、今後も高齢化が着実に進展していくことが見込まれており、自家用車の運転が難しくなる方の増加に伴い、鉄道やバス等の公共交通、あるいは徒歩による移動の重要性は、これまで以上に高まっていくものと考えられます。

こうした中、新松田駅・松田駅の周辺では、駅前広場や道路、公共施設等において、誰もが安全・円滑に移動できる環境が十分に整っているとはいえない状況にあります。あわせて、２つの駅を有する本町の特性を踏まえ、駅間の移動や乗換えについても、円滑な利用に配慮した環境づくりが求められています。

一方、現在、新松田駅北口地区では、市街地再開発事業（施行区域約 1.2ha）の都市計画決定を行い、再開発の工事に向けた準備が進められており、駅前広場やペデストリアンデッキ、周辺道路の整備とあわせてバリアフリー化を推進する好機を迎えています。

これらの状況を踏まえ、本町では、バリアフリー法を活用した重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図ることとし、次項に示す目標年次までの事業実現を目指し、新松田駅・松田駅を中心とする交通結節点地区におけるバリアフリー化を重点的に進めることで、高齢者、障がい者等をはじめとするすべての人の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を効果的に推進します。

②基本構想における検討の流れ

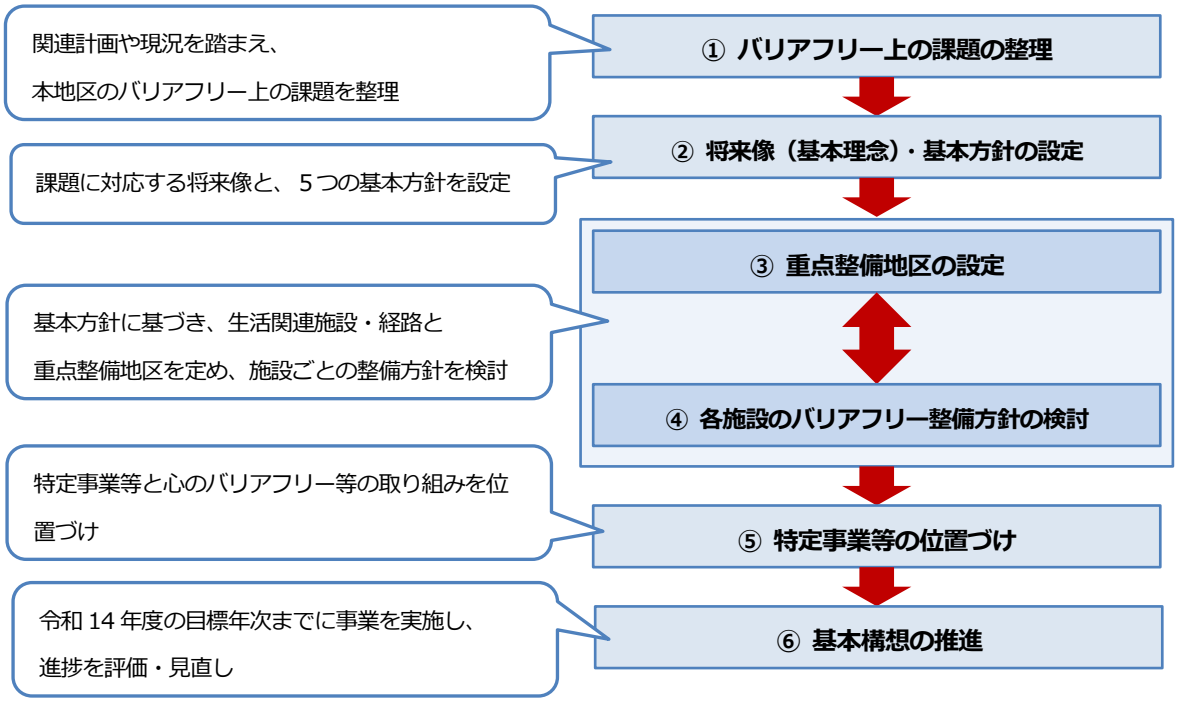

【基本構想の検討の流れ】

（４）新松田駅北口地区市街地再開発事業との関係

新松田駅北口地区では、駅前広場の整備とあわせて、商業・業務・居住・公益機能を備えた市街地再開発事業が計画されています。本基本構想は、この事業の内容と整合を図りながら、駅前広場、歩行者空間、建築物等のバリアフリー化を一体的に進めます。

①再開発事業の概要

項目	内容
施行区域・手法	約1.2ha（松田町松田惣領）。第一種市街地再開発事業（組合施行）。地区計画で壁面後退（道路境界から2m）・歩道状空地・歩行者デッキ等を整備予定
公共施設	駅前広場（面積約2,700㎡）、町道3号線（ロマンス通り）（幅員約12m・延長約135m） 区画道路（幅員約6m・延長約85m）、ペデストリアンデッキ（幅員約3～4m・延長約89m）
建築物	北街区：敷地約4,200㎡、地上13階程度（住宅・商業・業務・公益）、住戸約110戸程度 南街区：敷地約2,400㎡、地上5階程度（商業・業務・公益）。延床面積は全体で約20,300㎡
導入機能（検討中）	スーパーマーケット等の商業・業務施設、子育て支援施設等の公益施設、住宅（北街区に約110戸）。エスカレーター・エレベーターを設置予定
駅との接続	ペデストリアンデッキと新松田駅（小田急）をつなぐ橋上改札の設置に向け、鉄道事業者と協議中
スケジュール	令和7年度 都市計画決定／令和8年度 基本設計・事業計画、事業認可・組合設立／令和9年度 権利変換計画認可、解体・建築・駅前広場等工事に着手／令和11年度 本体工事竣工（まちびらきは令和12年度）

出典：新松田駅北口地区市街地再開発事業等 都市計画素案 概要資料（令和７年７月）
（計画内容は検討中であり、今後変更される場合があります。）

②再開発事業と本基本構想の整合

再開発事業・駅周辺整備の内容	本基本構想での対応
駅前広場（約2,700㎡）：歩車分離、交通結節機能の強化	バス・タクシー・一般車・歩行者の動線を分け、段差のない連続した経路、待合・滞留空間を確保。
ペデストリアンデッキ・橋上改札	駅出入口・駅前広場・再開発ビルを、エレベーター等により段差なくつなぐ。生活関連経路に位置づける。
町道3号線（ロマンス通り）・区画道路	歩行空間の幅員確保、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置。区域外の拡幅やJRガード下は県・町で検討。
再開発ビル（住宅・商業・業務・公益）	建築物移動等円滑化基準への適合、出入口から駅前広場までの段差解消、多様な利用者に配慮したトイレの設置。
公益施設（子育て支援施設等）・スーパーマーケット	整備後に生活関連施設に位置づける。誰もが利用しやすい施設とする。
都市計画決定・事業スケジュール	特定事業の実施時期を再開発の工程（令和8年度～令和12年度）にあわせ、事業の進捗に応じて本基本構想を見直す。

2　基本方針・将来像

（１）バリアフリー上の課題

関連計画に示された新松田駅・松田駅周辺の現状を踏まえ、バリアフリーの視点から本地区が抱える課題を整理します。

【駅前広場・交通結節点】：交通結節点としての機能強化

駅前広場は、各種交通を円滑に処理する規模・動線を備えておらず、新松田駅南口駅前広場も一部整備・暫定供用の状態にあり、車両通行や乗換えに支障が生じています。2 駅間の連絡動線が長く滞留空間も不足しており、再開発で整備するデッキ・橋上改札を含め、誰もが乗換えやすい環境の確保が求められます。



新松田駅の駅前広場の様子



松田駅舎前の広場の様子

【道路・歩行空間】：安全な歩行者動線の確保

県道 711 号高架下の狭あい部分や踏切、未整備な町道等のネック地点が連続し、駅周辺で車両・歩行者・自転車が錯綜しています。特に新松田駅・松田駅間は道路横断を伴い、朝の通勤・通学時には渋滞も生じるなど危険性が高く、安全な歩行空間の確保が求められます。



高架下の狭あい部分



電柱が支障となる狭い歩道

【建築物・公共空間】：バリアフリー化と老朽化への対応

駅舎、駅前広場、道路等の公的な空間には、新松田駅・松田駅の双方でバリアフリー化が未対応の箇所があり、ゆとりある空間も不足しています。建築物や道路等の老朽化への計画的な対応も求められます。



劣化が進む舗装



破損が進む誘導用ブロック

【交通弱者対応】：高齢者・障がい者等が安心して移動できる環境づくり

高齢化の進行により免許返納者が増加し、移動・外出が困難になる人が増えることが見込まれます。バス利用の支障もアンケート調査から明らかであり、自家用車を持たない人も駅前の施設を使いやすい環境づくりが求められます。

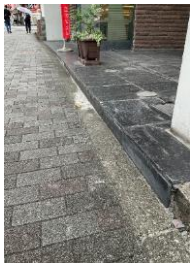

歩道や建物入り口の段差



車いす利用がみられる公共施設周辺の歩道

【情報案内・心のバリアフリー】：分かりやすい案内と支え合いの意識醸成

端末交通手段との接続や案内情報、待合環境等のソフト面の充実が課題であり、地域の玄関口としての分かりやすさも十分ではありません。案内サイン・情報提供の充実と、心のバリアフリーの意識醸成を、ハード整備と一体的に進めることが求められます。



路面サイン舗装



音声案内付きの
案内図の掲示

これらのバリアフリー上の課題を踏まえ、次項において将来像（基本理念）及び基本方針を設定します。

（２）将来像（基本理念）

基本的な考え方

松田町都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月）では、まちの将来都市像として「「ツナグ」松田　～人・まち・コトを繋ぐまち～」を掲げ、これを実現するための基本理念として「魅力」ある都市づくり、「持続可能」な都市づくり、「協働」の都市づくりの３つを位置づけています。中でも「人をツナグ」の視点では、「年齢を重ねても安全・安心で快適に暮らすことができる、誰もが住み続けたいと思える都市づくり」を掲げているほか、都市施設の整備方針においても、鉄道駅周辺の公共交通網のシームレス化や、誰もが利用しやすい歩道空間の形成に向けたユニバーサルデザイン化等の促進、松田惣領地域別構想における「医療・交通の広域拠点にふさわしい、人にやさしい都市環境づくり」など、バリアフリーに関連する方針が随所に位置づけられています。

本基本構想は、これらの上位計画の考え方を踏まえ、新松田駅・松田駅が持つ交通結節点としての特性を活かしながら、高齢化率の上昇や運転免許返納者の増加が見込まれる中で、高齢者・障がい者をはじめすべての人が、住みなれた地域で安心して移動・外出でき、まちの活動に参加できる地域社会を築くことを目指し、駅前広場・道路・建築物等の生活環境のバリアフリー化を推進することとします。

また、施設整備等のハード面の対策だけでなく、町民一人ひとりが、同じ地域社会を構成する一員として、互いに支え合う意識を持ち、心のバリアフリーにも取り組むことが必要と考えます。

＜本基本構想の基本理念＞

駅 ― 人 ― まち

基本理念

駅と人とまちを『ツナグ』

だれもが安心して移動・外出できるまち　松田

＜基本理念の考え方＞

都市マスタープランの将来都市像「ツナグ」松田を、バリアフリーの視点から具体化

1 駅と駅、人とまちをつなぐ移動の連続性	2 年齢を重ねても安心して移動・外出	3 支え合い、参加できる地域社会
新松田駅・松田駅の２駅を中心に、駅前広場・道路・建築物をつなぎ、乗換えや移動が途切れない環境を確保します。	高齢化率の上昇や免許返納者の増加を見据え、すべての人が住みなれた地域で安心して移動・外出できるようにします。	ハード整備に加え、案内・情報提供と心のバリアフリーを両輪とし、町民一人ひとりが互いに支え合うまちを目指します。

（３）基本方針

将来像（基本理念）の実現に向け、「（１）バリアフリー上の課題」で整理した課題に対応する形で、次の５つの基本方針を定め、新松田駅北口地区（重点整備地区）を中心にバリアフリー化に取り組みます。

バリアフリー上の課題		基本方針	区分
課題① 【駅前広場・交通結節点】 交通結節点としての機能強化	▶	① **交通結節点としての機能を確保した駅前広場の整備** 駅前広場について、規模・施設配置・動線の観点から交通結節点としての機能を確保し、誰もが安全・円滑に乗り換え・滞留できる駅前広場の整備を進めます。	ハード
課題② 【道路・歩行空間】 安全な歩行者動線の確保	▶	② **誰もが安全に移動できる歩行空間・道路網の整備** 歩行者と車両・自転車の錯綜を解消し、新松田駅・松田駅間の移動を含め、誰もが安全に移動できる歩行空間・道路網の整備を進めます。	ハード
課題③ 【建築物・公共空間】 バリアフリー化と老朽化への対応	▶	③ **公的空間におけるバリアフリー化・老朽化対策の推進** 駅舎・駅前広場・道路等の公的空間について、バリアフリー化が未対応の箇所や老朽化した施設を計画的に解消し、ゆとりと待合機能を備えた快適な公共空間を整備します。	ハード
課題④ 【交通弱者対応】 高齢者・障がい者等が安心して移動できる環境づくり	▶	④ **交通弱者が安心して移動・外出できる環境づくり** 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる交通弱者（高齢者・障がい者等）が、安心して移動・外出できる環境づくりを進めます。	ハード ソフト
課題⑤ 【情報案内・心のバリアフリー】 分かりやすい案内と支え合いの意識醸成	▶	⑤ **案内サイン・情報提供の充実と心のバリアフリーの推進** 案内サイン・情報提供の充実（ICT 等の活用を含む）を図るとともに、「心のバリアフリー」の浸透を図り、誰もが分かりやすく利用しやすい環境をつくります。	ソフト

【バリアフリー上の課題と基本方針の対応】

＜基本方針の考え方＞

- 「将来像（基本理念）」に基づき、本町のバリアフリー化を実現するための基本方針としました。
- 「（1）バリアフリー上の課題」で整理した現況・課題に対応する形で、分野別（駅前広場・交通結節点、道路・歩行空間、建築物・公共空間、交通弱者対応、情報案内・心のバリアフリー）に５つの基本方針を設定しました。
- 基本方針は、施設整備等のハード面の取り組みと、案内・啓発等のソフト面の取り組みを両輪として構成しました。
- 各基本方針は、次項以降で定める重点整備地区の設定、生活関連施設・生活関連経路の設定及び特定事業等の検討の指針となるものです。

3　重点整備地区の設定

（１）生活関連施設の設定

①生活関連施設の定義と選定について

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（令和８年４月国土交通省）では、生活関連施設を下記のように定義しています。

相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置付けることができる

※公共・民間の別は問いません。「高齢者、障害者等」には、すべての障がい者（身体・知的・精神・発達）のほか、妊産婦やけが人等も含まれます。

＜選定時に勘案すべき事項＞

■ **常に多数の人が利用する施設を選定する**

旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者・障がい者等だけでなく、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）を含む多様な人が訪れる施設であり、生活関連施設としての優先度は高いと考えられます。これらの施設について、施設利用者数や入場者数等を勘案して、生活関連施設として選定します。

国・都道府県・市町村が管理する施設は、率先して生活関連施設に位置づけることにより、民間事業者や住民の意識啓発を行うなど、地域の移動等円滑化を牽引することが重要です。

■ **高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する**

老人ホーム・障がい者支援施設など高齢者・障がい者が多く居住する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・地域活動支援センターなど高齢者・障がい者等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。

＜選定時に留意すべき事項＞

■ **事業の実施可否により、生活関連施設の選定を判断しない**

生活関連施設は「相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設」であり、必ずしも特定事業等の対象とすべき施設と一致するわけではありません。

生活関連施設を設定しないと、そこにアクセスする生活関連経路も設定できません。特定事業等の実施見込みがない場合でも、生活関連施設として位置付け、長期的な展望に立ち段階的な整備を検討します。設定された施設が直ちに事業実施の対象となるわけではありません。

■ **既に移動等円滑化されている施設でも、生活関連施設として位置づける**

移動等円滑化は、建物や道路といった単体の施設が一体的に整備されることに意義があります。

現状で移動等円滑化が図られていると判断される施設についても、そこに至る経路の移動等円滑化が必要な場合には、生活関連施設として位置づけることが望まれます。

今後、移動等円滑化基準そのものが見直される可能性があるため、現状で基準に適合しているか否かにかかわらず設定します。

②本基本構想の生活関連施設の設定

生活関連施設を以下の通り位置付けます。

【生活関連施設　一覧】

No.	施設名	分類	選定根拠
1	ＪＲ松田駅	旅客施設	・高齢者、障がい者をはじめ様々な人が多数利用する施設 ・町の交通拠点
2	小田急電鉄新松田駅		
3	松田町役場	官公庁施設	・高齢者、障がい者をはじめ様々な人が多数利用する施設
4	松田町生涯学習センター		
5	松田警察署新松田駅前交番		
6	松田惣領郵便局		
7	JAかながわ西湘 松田支店		
8	横浜銀行 松田支店		
9	さがみ信用金庫 松田支店		
10	松田郵便局		
11	松田町図書館	教育・文化施設	・高齢者、障がい者をはじめ様々な人が多数利用する施設
12	松田町生涯学習センター（文化センター施設）		
13	松田町子育て支援センター		
14	松田小学校		・多くの生徒が通学する施設 ・移動手段が徒歩の施設
15	松田中学校		
16	立花学園高等学校		
17	サンライズキッズなのはな保育園		・多くの児童が通園する施設
18	県立足柄上病院	保健・医療福祉施設	・高齢者、障がい者をはじめ様々な人が多数利用する施設
19	松田町地域包括支援センター		
20	松田町健康福祉センター「健楽の湯」		・高齢者が多数利用する施設
21	ニチイケアセンターあしがら		・民間の福祉施設 ・高齢者が多数利用する施設
22	仲町商店街	商業施設	・高齢者、障がい者をはじめ様々な人が多数利用する施設
23	ロマンス通り商店街		

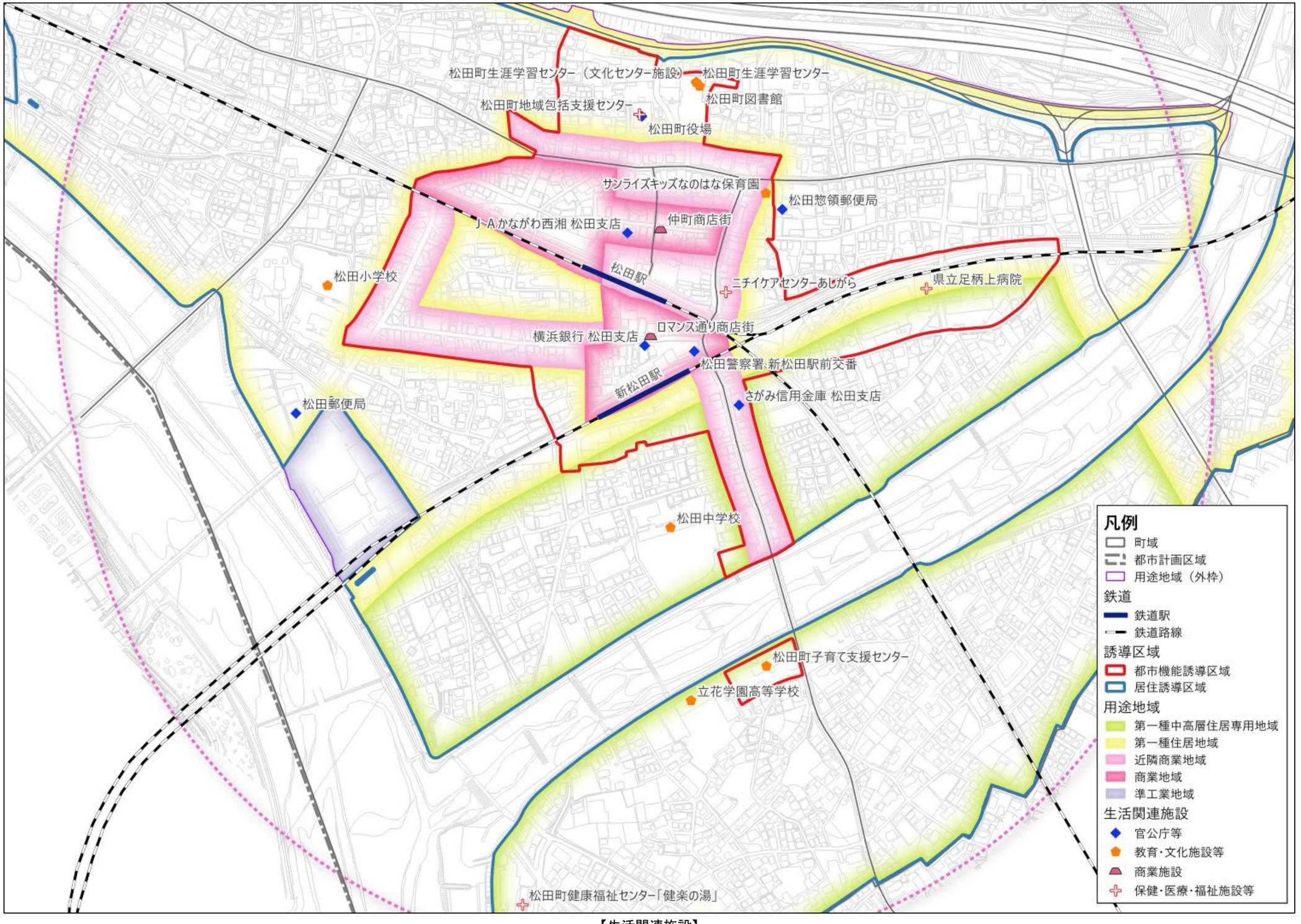
松田町生涯学習センター（文化センター施設）
松田町生涯学習センター
松田町図書館
松田町地域包括支援センター
松田町役場
サンライズキッズなのはな保育園
松田惣領郵便局
JAかながわ西湘 松田支店
仲町商店街
松田小学校
松田駅
ニチイケアセンターあじがら
県立足柄上病院
ロマンス通り商店街
横浜銀行 松田支店
松田警察署 新松田駅前交番
新松田駅
さがみ信用金庫 松田支店
松田郵便局
松田中学校
松田町子育て支援センター
立花学園高等学校
松田町健康福祉センター「健楽の湯」
凡例
町域
都市計画区域
用途地域（外枠）
鉄道
鉄道駅
鉄道路線
誘導区域
都市機能誘導区域
居住誘導区域
用途地域
第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
生活関連施設
官公庁等
教育・文化施設等
商業施設
保健・医療・福祉施設等

【生活関連施設】

（２）生活関連経路の設定

①生活関連経路の定義と選定について

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（令和８年４月国土交通省）では、生活関連経路を下記のように定義しています。

生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性に配慮して設定する必要がある

※旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高めるように経路を確保する必要があります。

＜選定時に勘案すべき事項＞

■ **より多くの人が利用する経路を選定する**

生活関連施設を訪れる人等の利用頻度が高い経路や、歩行者交通量の多い経路を優先的に選定します。

■ **生活関連施設相互のネットワークを確保する**

生活パターンに即して、生活関連施設相互の連絡に配慮し、地区内のネットワークを構成することが重要です。

一つの生活関連施設に対し、複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。

■ **隣接自治体との連続性を確保する**

＜選定時に留意すべき事項＞

■ **事業の実施可否により、生活関連経路の設定を判断しない**

生活関連施設と同様、事業実施の可否によって設定するものではありません。

当面、道路特定事業の実施見込みがない場合でも、長期的な展望に立って必要な範囲の経路を位置づけることが重要です。

道路の状況等によっては、最も利用者の多いルートや最短ルートだけでなく、より早期にバリアフリー化できるルートを生活関連経路として位置づけることも考えられます。

■ **既に移動等円滑化されている経路でも、生活関連経路として位置づける**

移動等円滑化が図られている経路であっても、生活関連施設との一体的な移動等円滑化を図る観点から必要と考えられる場合には、生活関連経路として位置づけることが望まれます。

今後、移動等円滑化基準そのものがスパイラルアップにより見直される可能性があるため、現状の経路が基準に適合しているか否かにかかわらず設定します。

■ **特定道路への指定に留意する**

マスタープランの移動等円滑化促進地区内の生活関連経路は、地域の実情に応じて柔軟に設定できます。

基本構想の重点整備地区内の生活関連経路は、原則としてすべて特定道路として指定されるため、経路の設定にあたっては留意が必要です。

②本基本構想の生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互間を結ぶ、特にバリアフリー化を推進していく必要のある経路を設定します。生活関連経路を以下の通り位置付けます。

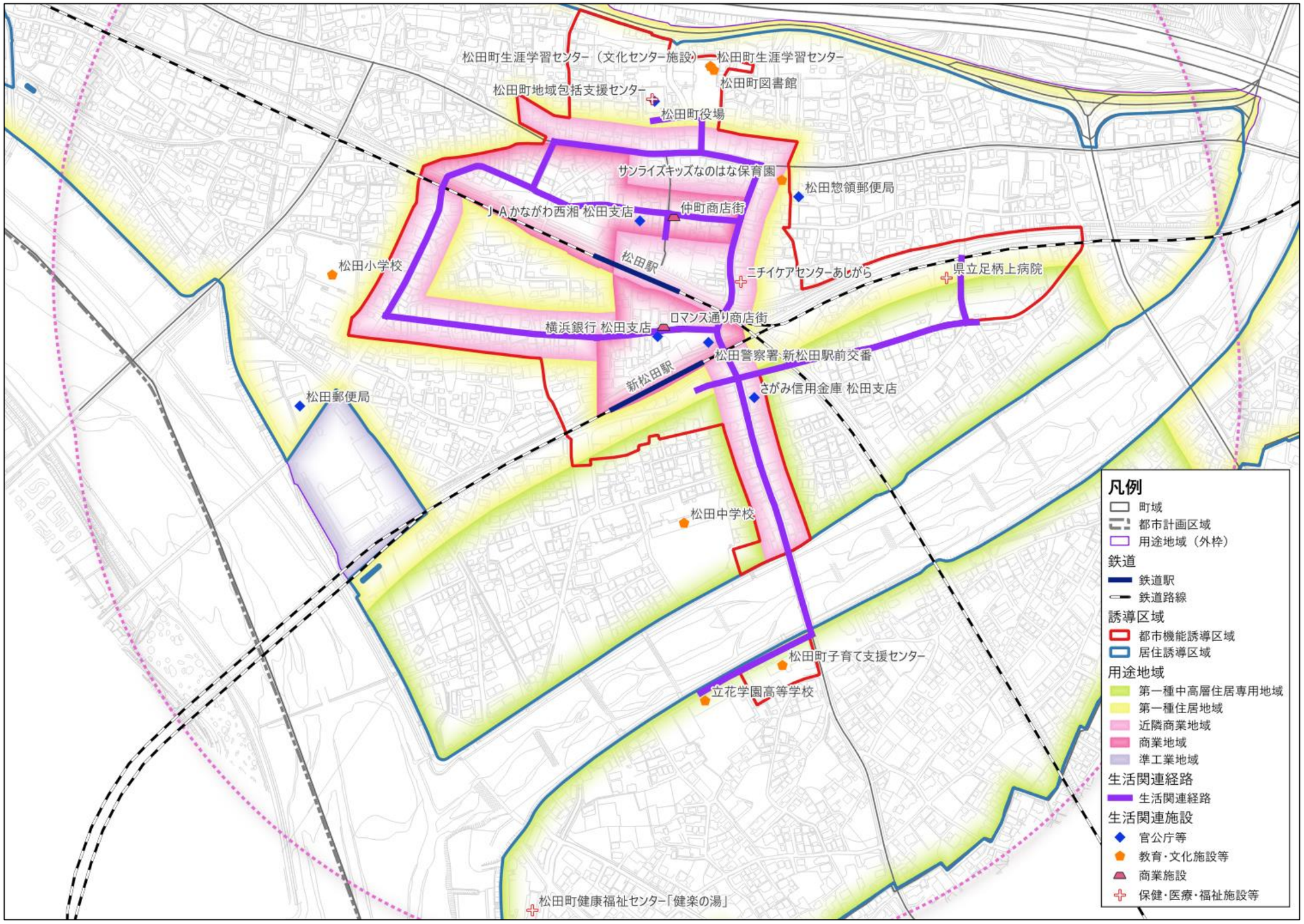

【生活関連経路】

（３）重点整備地区の区域の設定

①重点整備地区の定義と区域の設定について

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（令和８年４月国土交通省）では、重点整備地区を次のように定義しています。

次の３つの要件を満たす地区として、基本構想で定める
①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
②生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の事業が特に必要な地区
③バリアフリー化の事業を重点的かつ一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

※①は、基本方針で「生活関連施設が概ね３以上あり、徒歩圏内に集積している地区」とされています。②は、移動や施設利用の状況、事業の実現可能性等から総合的に判断します。

＜区域の設定時に勘案すべき事項＞

■ **生活関連施設が徒歩圏内に集積している区域とする**

徒歩圏内の広さは地区により異なり、他自治体では駅から500m圏域や約5ha、約9haなどの例があります。

■ **バリアフリー化の事業が特に必要な範囲とする**

高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、想定される事業の実施範囲等から総合的に判断します。

■ **立地適正化計画の都市機能誘導区域との整合を図る**

都市機能誘導区域を基本に設定する例（岡山市）や、同区域を含めて設定する例（千葉市）があります。

■ **上位・関連計画や将来のまちづくりの動向を考慮する**

都市計画マスタープランや公共交通計画での位置づけ、再開発事業等の将来プロジェクトを考慮します。

＜区域の設定時に留意すべき事項＞

■ **旅客施設を含まない地区も設定できる**

バリアフリー法では、旅客施設を含まない地区（公園周辺など）も設定できます。

■ **区域の境界を明確にする**

町界・字界、道路、河川、鉄道等によって明確に表示します。

■ **柔軟に設定し、必要に応じて見直す**

まちの状況の変化に応じた区域の拡大や複数地区の設定も可能です。

■ **事業の実施可否にとらわれずに設定する**

当面事業の実施見込みがなくても、長期的な展望に立って位置づけます。

②本基本構想の重点整備地区の区域の設定

本町では、新松田駅・松田駅を中心とする交通結節点地区を、立地適正化計画の都市機能誘導区域と同じ区域として、重点整備地区に設定します。

＜重点整備地区の要件に対する本地区の状況＞
①生活関連施設があり、徒歩で移動される地区 新松田駅・松田駅の周辺に、役場、生涯学習センター、図書館、病院、商店街など、多くの人が利用する生活関連施設が集積しています。 **②バリアフリー化の事業が特に必要な地区** 駅前広場や道路の整備が十分でなく、歩行者・車両・自転車が錯綜しているほか、両駅間の移動は道路横断を伴い危険性が高い状況です。 **③事業を重点的・一体的に行うことが有効かつ適切な地区** 新松田駅北口地区市街地再開発事業とあわせてバリアフリー化を進めることで、中心拠点にふさわしい都市機能の集積と町全体の移動等円滑化に資します。

＜立地適正化計画（都市機能誘導区域）との関係＞
■ **都市機能誘導区域と同じ区域を重点整備地区とする** 医療・福祉・商業・行政等の都市機能が集積し、徒歩で利用される生活関連施設が位置づけられる区域であることから、同区域を重点整備地区とします。 ■ **同一区域とする理由** 誘導する施設へ安全・円滑にアクセスできる環境を一体的につくれるほか、区域が一致することで町民に分かりやすく、事業調整も行いやすくなります。 ■ **留意すること** ３要件への該当を確認した上で設定します。生活関連経路が区域外に必要な場合は境界を調整し、立地適正化計画の見直し時は区域も再検討します。

＜本町の重点整備地区の区域の設定の考え方＞
■ **立地適正化計画の都市機能誘導区域と同じ区域とする**
■ **新松田駅・松田駅の２駅と、主要な生活関連施設、生活関連経路を含む範囲とする**
■ **新松田駅北口地区市街地再開発事業の区域を含む範囲とする**
■ **境界は道路、河川、鉄道等の施設で明確に定め、状況の変化に応じて見直す**

重点整備地区は、立地適正化計画の都市機能誘導区域と同じ区域として、次のとおり設定します。

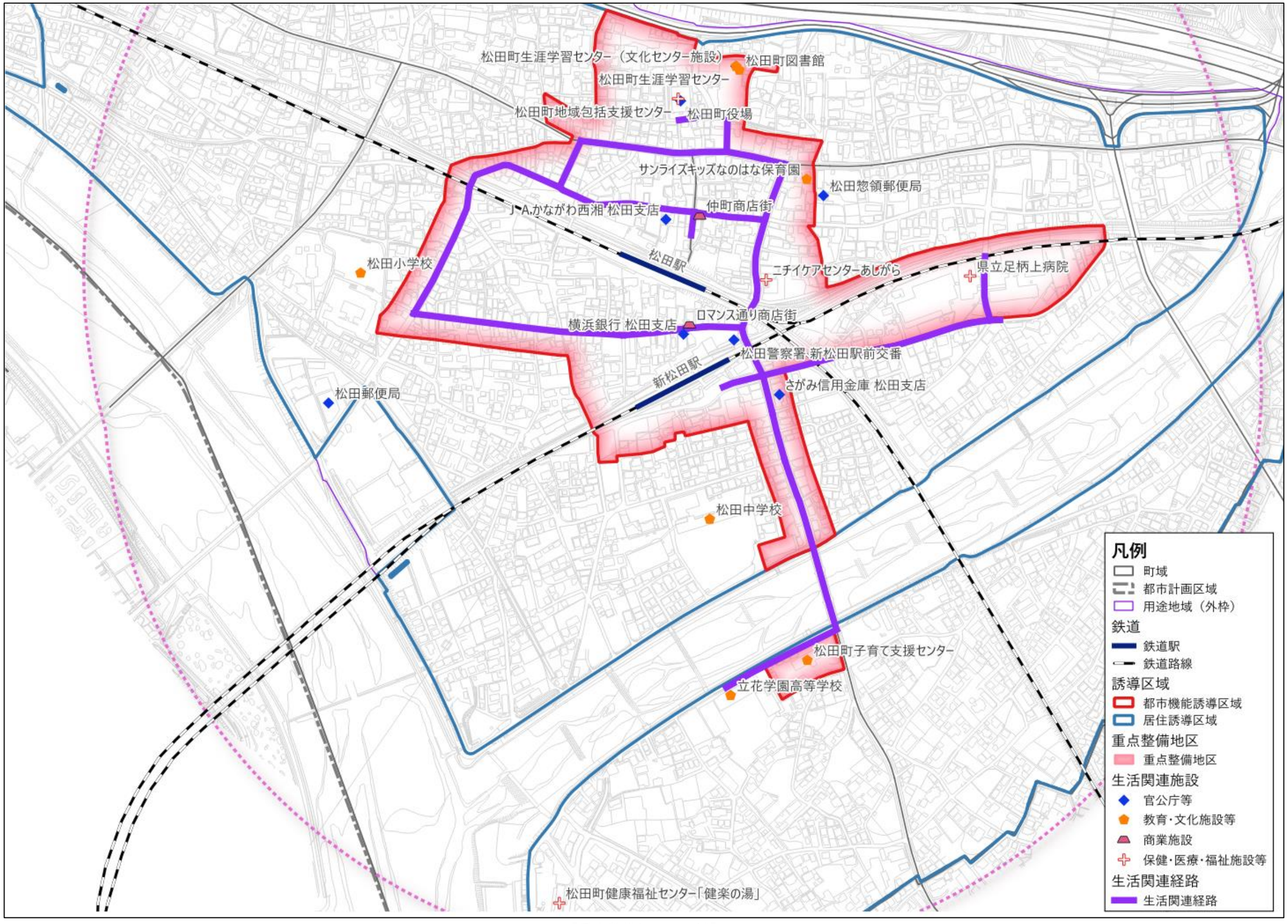

【重点整備地区の区域】

4　松田町における移動等円滑化に関する事項

（１）移動等円滑化に関する基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。また、アンケート調査等で把握した町民の意見等を踏まえて整理したバリアフリー整備方針に基づき、整備を推進します。あわせて、神奈川県の「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック」に示された整備の基本的な考え方や整備基準を踏まえます。

【移動等円滑化に関する主な基準等】

種別	項目	名称	所管など 作成（改正）年月
法令等	全般	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	国 平成 18 年制定 （令和 2 年改正）
		移動等円滑化の促進に関する基本方針（第 4 次目標）	国土交通省ほか 令和 7 年 6 月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和 6 年 12 月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和 3 年 3 月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和 3 年 1 月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会 【規則】 令和 5 年 3 月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国【政令】 令和 7 年 6 月施行 （令和 6 年 6 月公布）
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和 7 年 6 月施行
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和 6 年 9 月
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和 6 年 11 月改正

種別	項目	名称	所管など 作成（改正）年月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和７年９月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和７年９月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕	国土交通省 令和７年９月改訂
		駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン	国土交通省 令和６年１月改定
	道路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和４年３月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和７年５月改訂
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するガイドライン	国土交通省 令和５年３月＊
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和４年３月改訂
	全般	教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	国土交通省 令和４年３月＊
	全般	みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック	神奈川県 令和７年５月発行
条例等	全般	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	神奈川県 令和７年６月施行
		神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則	神奈川県 令和７年10月施行
	公園	松田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	松田町 令和７年６月施行

（２）各施設のバリアフリー整備方針

①公共交通のバリアフリー整備方針

旅客施設
方針：新松田駅・松田駅を、誰もが安全に利用でき、円滑に乗り換えられる交通結節点とします。
・駅全体（出入口、ホーム、トイレ等）のバリアフリー化と、ホーム間のエレベーター設置を推進します。 ・橋上改札化にあわせ、改札内外のトイレ・券売機等への経路や乗換え経路が負担の大きいものとならないよう、事業者と協議します。 ・駅出入口から駅前広場・乗降場まで、段差のない連続した経路を確保します。 ・改札口は、車椅子使用者が円滑に通行できる幅員とするよう働きかけます。 ・新松田駅の橋上改札とペデストリアンデッキの接続にあわせ、エレベーター等により段差なく上下移動できるようにします。 ・ホーム端部への内方線付き点状ブロック等の整備や、乗換えが分かりやすい案内サインの充実を働きかけます。 ・筆談用具・コミュニケーションボードの設置、駅係員・乗務員へのバリアフリー教育、利用ルール・マナー等の周知を行います。
バス
方針：駅前広場を中心に、誰もが分かりやすく、乗り降りしやすいバス利用環境をつくります。
・ノンステップバス等の低床車両の導入を働きかけます。 ・バス乗降場に、ベンチ・上屋、視覚障がい者誘導用ブロック、乗降しやすい縁石を整備し、歩行者と車両が錯綜しない配置とします。 ・乗務員へのバリアフリー教育や、利用ルール・マナーの周知を行います。
タクシー
方針：車いす使用者や高齢者等が、駅から安心して乗り継げるタクシー利用環境をつくります。
・UD タクシーの導入を働きかけます。 ・乗降場は駅出入口の近くに、段差のない歩行空間とあわせて配置し、乗務員へのバリアフリー教育（介助、筆談対応等）を推進します。



写真①　ホームの誘導用ブロックと柵の設置例



写真②　バス停留所での乗降の様子（新潟市）



写真③　UD タクシーの乗降スペース（川崎駅前広場）

出典：写真①　公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省総合政策局、令和７年９月）／写真②③　道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省道路局、令和６年１月）

②道路のバリアフリー基本方針

駅前広場
方針：再開発事業と一体的に、誰もが安全・円滑に乗り換え・滞留できる駅前広場を整備します。
・動線を分けて錯綜を解消し、案内サインを多言語・ピクトグラムで統一します。 ・駅出入口から乗降場まで段差のない連続した経路とし、誘導用ブロックを連続して設置します。 ・待合空間や、送迎車に配慮した停車スペースを検討します。 ・ペデストリアンデッキは、駅・再開発ビル・駅前広場をエレベーター等でつなぎ、階段は回り階段とせず両側に手すりを設けます。 ・エレベーター等は、始発から終電まで利用でき、管理主体を明確にして定期的に点検するよう協議します。 ・デッキ昇降が難しい人のため、地上部の安全な横断・歩行空間を協議します。
道路（歩行空間）
方針：駅と主要施設を結ぶ生活関連経路を、段差のない連続した安全な歩行空間にします。
・歩道の段差・勾配を改善し、有効幅員 2m 以上の確保に努め、誘導用ブロックを連続して設置・補修します。 ・横断歩道接続部の段差解消や、交差点部の巻込み部の改良を進めます。 ・踏切では、誘導用ブロックの点検・補修とあわせ、踏切道内の誘導表示を鉄道事業者と協議します。 ・支障物の移設や、歩道がない道路のカラー舗装等で歩行空間を明確にします。 ・駅間の経路の安全性・分かりやすさを高め、舗装等を定期的に点検・維持管理します。
道路管理者の連携
方針：国・県・町の道路管理者が連携し、経路の連続性を確保します。工事中の歩行者の安全にも配慮します。
・国・県・町で整備内容・時期を調整し、工事中も仮設通路の段差解消や案内表示により安全な歩行者動線を確保します。



写真①　北口駅前広場の整備イメージ



写真②　交差点改良後の状況（板橋区）



写真③　踏切での視覚障害者による現地評価（大阪府）

出典：写真①　新松田駅周辺整備基本構想・基本計画（松田町）／写真②③　道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省道路局、令和６年１月）

③交通規制関連施設等のバリアフリー整備方針

信号機
方針：高齢者や障がい者等が、安心して横断できる信号機・横断環境を整えます。
・音響式・高齢者等感応式・経過時間表示付き信号機の設置を働きかけます。 ・青信号の時間延長に配慮し、再開発にあわせた信号の整備・見直しを検討します。
横断施設・道路標識等
方針：視覚障がい者等の横断を支え、歩行空間を妨げない、分かりやすい交通環境をつくります。
・視覚障がい者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を働きかけます。 ・道路標識・標示は見やすくし、違法駐車・放置自転車の取締りを進めます。

④建築物のバリアフリー整備方針

公共施設（官公庁・教育・文化・保健福祉施設）
方針：町の施設が率先してバリアフリー化を進め、民間施設の模範となります。
・新築・改修にあわせ、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合させ、出入口から受付・トイレまで段差のない経路を確保します。 ・車いす使用者用トイレ、オストメイト設備など多様な利用者に配慮したトイレを整備し、案内表示を分かりやすくします。 ・学校施設は避難所の役割も踏まえ計画的に整備し、職員研修を実施します。
民間施設（金融機関、商店街、福祉施設、医療施設等）
方針：再開発ビルや既存の民間施設について、事業者と協力してバリアフリー化を促進します。
・新築・改修の機会に、基準適合や段差解消、合理的配慮の提供を働きかけます。 ・再開発ビルは、駅前広場・周辺道路と一体的に整備し、出入口から駅前広場まで段差のない経路とします。 ・再開発ビルは、法の基準に加え、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の基準にも適合させます。 ・再開発ビルは、エレベーター等やトイレなど、設計段階から障がい者等の意見を反映するよう再開発組合に働きかけます。



写真①　隅切り部を平たんにした交差点ハンプ



写真②　出入口手前の排水溝の設置例



写真③　出入口の設計例（スロープ・誘導用ブロック）

出典：写真①　道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省道路局、令和６年１月）／写真②③　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省、令和７年５月）

⑤その他

路外駐車場
方針：路外駐車場において、車いす使用者等が利用しやすい駐車施設の整備を促進します。
・新設・改築時には、移動等円滑化基準への適合（車いす使用者用駐車施設の設置等）を働きかけます。 ・車いす使用者用駐車区画の適正利用を、周知・啓発します。
都市公園・広場等
方針：生活関連経路上の公園・広場を、誰もが利用しやすい憩いの空間にします。
・生活関連経路上の公園・広場は、園路の段差解消、ベンチ、バリアフリー対応トイレを整備します。 ・整備後は、適切に維持管理します。
駐輪場・自転車
方針：駐輪場の適正な配置により、歩行空間を確保します。
・駐輪場を適正に配置し、放置自転車を減らします。 ・出入口の位置や通路幅員に配慮し、誰もが使いやすい駐輪場とします。
情報提供・ICT の活用
方針：バリアフリー情報を分かりやすく提供し、ICT も活用して移動を支援します。
・エレベーター・多機能トイレの位置や、バリアフリー経路を、マップ・町ホームページ等で提供します。 ・案内は、文字・音声・点字・触知図など複数の手段を組み合わせ、誰もが分かりやすい情報提供とします。 ・運行情報や音声案内など、ICT を活用した情報提供を検討します。
心のバリアフリー
方針：ハード整備とあわせ、町民一人ひとりの理解と支え合いの意識を高めます。
・理解促進や、思いやり駐車場・優先席・多機能トイレの適正利用の啓発を行います（詳細は「５（２）①心のバリアフリーの推進」に示します）。



写真①　車いす使用者用駐車施設の設計例

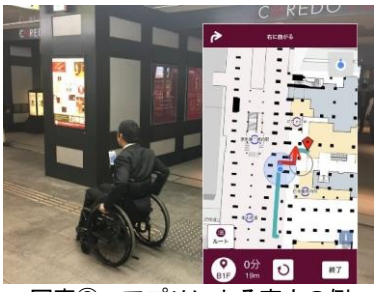

写真②　アプリによる案内の例（インクルーシブ・ナビ）



写真③　障害当事者と行うまち歩き点検（神戸市）

出典：写真①　高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省、令和７年５月）／写真②　公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省総合政策局、令和７年９月）／写真③　教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン（国土交通省総合政策局、令和４年３月）

5　バリアフリー化の推進に向けて

（１）特定事業等の設定

前項の移動等円滑化に関する方針を踏まえた具体的な事業として、特定事業等を位置づけます。

関係課・関係事業者へのヒアリング結果などを踏まえ、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業、その他の事業を設定しました。

なお、事業の実施時期の考え方は以下のとおりです。軽微な改修や既に事業計画のある事業などについては、短期に事業を設定します。それに対して、大規模改修に伴うバリアフリー化などは計画的に予算を確保して整備を推進する必要があるため、中期・長期に事業を位置づけます。

＜事業実施時期の考え方＞
短　期：令和9年度～令和11年度に着手する。
中　期：令和12年度～令和14年度に着手する。
長　期：令和15年度以降に着手する。
継　続：計画期間を通じて継続して実施する。

①公共交通特定事業

注）鉄道・バス・タクシーの事業者が事業主体となる、教育啓発に関する事業も併記する。

【新松田駅】（鉄道）

事業主体	小田急電鉄㈱、松田町	実施時期	短期	優先度	高
事業内容	・橋上改札の整備（ペデストリアンデッキとの接続） ・エレベーター等による段差のない経路の確保（デッキ～改札～ホーム） ・改札付近のトイレ・案内設備の整備 ・ホーム端部には、視覚障がい者の転落を防止するため、内方線付き点状ブロックなどの設備を整備するよう働きかけます。				
重視する事項・課題	橋上改札の整備は、小田急電鉄との協議を前提に、再開発事業（令和9～11年度）の工程と整合を図って進めます。ホームドアは、駅の規模等を踏まえ、本事業には位置づけません。				

【松田駅】（鉄道）

事業主体	東海旅客鉄道㈱	実施時期	中期	優先度	高
事業内容	・駅出入口・ホームへの経路の段差解消、手すり・視覚障がい者誘導用ブロックの整備 ・トイレ・案内設備の改善 ・エレベーター等の上下移動設備の設置（利用実態や駅の構造を踏まえて検討）				
重視する事項・課題	駅の規模を踏まえ、まず出入口・経路の改善を優先し、上下移動設備は利用実態を踏まえて検討します。事業者の整備予定を確認しながら進めます。				

【新松田駅・松田駅】（鉄道）

事業主体	小田急電鉄㈱、東海旅客鉄道㈱、松田町	実施時期	短期	優先度	中
事業内容	・両駅間の乗換えが分かりやすい案内サインの設置 ・駅係員のバリアフリー教育の推進、筆談器の設置 ・施設の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組などの周知・情報提供				
重視する事項・課題	鉄道事業者と町で、案内サインのデザインを統一します。				

【新松田駅バス乗り場】（バス）

事業主体	松田町、バス事業者	実施時期	短期	優先度	高
事業内容	・ベンチ・上屋、視覚障がい者誘導用ブロック、乗降しやすい縁石の整備				
重視する事項・課題	駅前広場の再整備と一体的に実施します。				

【路線バス】（バス）

事業主体	バス事業者	実施時期	継続	優先度	中
事業内容	・ノンステップバス等の低床車両の導入 ・乗務員へのバリアフリー教育の推進 ・車両の利用ルールやマナー、バリアフリーの取組などの周知・情報提供				

【新松田駅タクシー乗り場】（タクシー）

事業主体	松田町、タクシー事業者	実施時期	短期	優先度	中
事業内容	・駅出入口付近への段差のない乗降場の配置 ・UDタクシーの導入 ・乗務員へのバリアフリー教育の推進 ・バリアフリーの取組などの周知・情報提供				
重視する事項・課題	駅前広場の配置計画との整合を図って実施します。				

②道路特定事業

【新松田駅北口駅前広場・ペデストリアンデッキ】

事業主体	松田町、新松田駅北口地区市街地再開発組合	実施時期	短期	優先度	高
事業内容	・歩行者、バス、タクシー、一般車の動線を分離した駅前広場（約2,700㎡）の整備 ・ベンチ等を備えた緑豊かな広場、歩道状空地の整備 ・段差のない連続した経路、視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・障がい者等用の乗降場所の確保、多言語・ピクトグラムによる案内サインの整備 ・ペデストリアンデッキ（幅員4m・3m、延長約89m）のエレベーター等による段差のない経路の確保 ・昇降設備の定期点検・補修				
重視する事項・課題	再開発事業の工程（令和9～11年度）と整合を図ります。設計段階から当事者の意見を反映するとともに、完成後は、昇降設備の点検・補修を含む維持管理の体制を整理します。				

【町道3号線（ロマンス通り）】

事業主体	松田町	実施時期	長期	優先度	高
事業内容	・歩行空間（幅員約12m、延長約135m）の整備 ・視覚障がい者誘導用ブロックの連続設置 ・カラー舗装による歩行者空間の明示 ・電線類の地中化				
重視する事項・課題	再開発事業の公共施設として整備し、工程（令和9～11年度）と整合を図ります。将来的な全線の拡幅も見据えます。				

【町道（主要な生活関連経路）】

事業主体	松田町	実施時期	中期	優先度	高
事業内容	・視覚障がい者誘導用ブロックの連続設置・補修 ・歩道の段差解消、有効幅員の確保（電柱・外灯・障がい物の移設・再配置） ・路側帯のカラー舗装化・舗装の補修 ・側溝への蓋の設置（細目グレーチング化）				
重視する事項・課題	役場へのアクセス経路など利用者が多い路線を対象とします。電柱の移設は、電力・通信事業者と調整します。				

【町道（その他の生活関連経路）】

事業主体	松田町	実施時期	短期	優先度	中
事業内容	・視覚障がい者誘導用ブロックの補修 ・舗装・白線・カラー舗装の補修、グレーチングの細目化 ・民間施設との境界部の段差解消 ・歩行者と車両の共存を示す路面表示・注意喚起				
重視する事項・課題	歩道幅が狭く拡幅が困難なため、維持管理と注意喚起を中心に進めます。				

【県道711号】

事業主体	神奈川県、松田町	実施時期	中期	優先度	高
事業内容	・電柱・標識等の移設による有効幅員の確保 ・視覚障がい者誘導用ブロックの連続設置、歩道すりつけ部・縁石の段差解消 ・歩道の補修、照明の増設				
重視する事項・課題	歩道が狭いため、道路管理者と調整しながら段階的に整備します。				

【踏切】

事業主体	小田急電鉄㈱、松田町、東海旅客鉄道㈱	実施時期	継続	優先度	中
事業内容	・歩行者通行帯の舗装・視覚障がい者誘導用ブロックの点検・補修				

【生活関連経路全般】

事業主体	松田町、神奈川県	実施時期	継続	優先度	中
事業内容	・舗装、誘導用ブロックなどの適切な維持管理 ・通行の支障となる占用物（電柱・看板・標識）の移設 ・生活関連施設・両駅への行先案内サインの整備（多言語・ピクトグラム）				
重視する事項・課題	点検の頻度・担当部署を明確にします。サインは、駅前広場や鉄道事業者のサインと統一します。				

【生活関連経路（工事中の安全確保）】

事業主体	松田町、神奈川県、新松田駅北口地区市街地再開発組合	実施時期	短期	優先度	中
事業内容	・工事中の仮設通路の段差解消や案内表示による歩行者動線の確保				
重視する事項・課題	再開発工事の期間中（令和9～11年度）に実施します。				

③路外駐車場特定事業

【町営駐車場・町役場駐車場・県立足柄上病院駐車場】

事業主体	松田町、神奈川県	実施時期	短期	優先度	高
事業内容	・車椅子使用者用駐車施設の設置・位置の明示（カラー舗装・案内） ・駅・庁舎出入口までの通路の段差解消、有効幅員の確保 ・出入口・通路の適切な維持管理				
重視する事項・課題	特定路外駐車場（500㎡以上）への該当を確認したうえで実施します。				

【新松田駅北口地区 再開発ビル附置駐車場】

事業主体	新松田駅北口地区市街地再開発組合	実施時期	短期	優先度	高
事業内容	・車椅子使用者用駐車施設の設置 ・駐車場から再開発ビル出入口・駅前広場までの段差のない通路の確保				
重視する事項・課題	駐車場の規模・台数は、設計段階で確定します。				

④都市公園特定事業

【都市公園】

事業主体	松田町	実施時期	長期	優先度	低
事業内容	・公園入口・園路の段差解消 ・ベンチ、バリアフリー対応トイレの整備				
重視する事項・課題	対象となる公園と移動等円滑化基準の適用の有無を確認し、事業化を判断します。				

⑤建築物特定事業

【町の公共施設（町役場、生涯学習センター、図書館、子育て支援センター、地域包括支援センター、健楽の湯）】

事業主体	松田町	実施時期	中期	優先度	高
事業内容	・出入口・敷地内通路の段差解消 ・バリアフリートイレ（乳幼児用設備を含む）の整備 ・案内設備の整備（ピクトグラム、筆談器、耳マーク）				
重視する事項・課題	避難所としての役割も踏まえ、計画的に実施します。施設の現況を確認し、改修時期は公共施設の管理計画と整合を図ります。				

【新松田駅北口地区 再開発ビル（住宅・商業施設・公益施設）】

事業主体	新松田駅北口地区市街地再開発組合、松田町	実施時期	短期	優先度	高
事業内容	・建築物移動等円滑化基準への適合 ・出入口から駅前広場・デッキまでの段差解消 ・エレベーター・エスカレーター、多様な利用者に配慮したトイレの設置 ・公益施設（子育て支援施設等）は誰もが利用しやすい施設として整備				
重視する事項・課題	設計段階から当事者の意見を反映します（竣工後の改修は困難なため）。用途ごとの基準の適用を整理します。				

【県立足柄上病院、民間施設（金融機関・郵便局、介護・保育施設、商店街）】

事業主体	神奈川県、各事業者、商店会、各店舗	実施時期	継続	優先度	中
事業内容	・出入口・院内経路・トイレ・案内設備のバリアフリー化 ・店舗等の入口の段差解消（スロープの設置など） ・合理的配慮の提供				
重視する事項・課題	民間施設は、事業者への働きかけを中心とします。先行事例の共有や補助制度の活用を促します。				

⑥交通安全特定事業

【駅前の横断歩道】

事業主体	神奈川県公安委員会	実施時期	短期	優先度	高
事業内容	・信号機の設置・横断歩道の見直し（再開発と併せて検討） ・エスコートゾーンの設置				
重視する事項・課題	再開発の道路設計と並行して、交通管理者と協議します。				

【交差点・横断歩道】

事業主体	神奈川県公安委員会	実施時期	中期	優先度	高
事業内容	・音響式信号機・高齢者等感応信号機の設置、信号機・横断歩道の見直し ・歩行者用信号の時間延長 ・エスコートゾーンの設置 ・横断歩道の路面表示の補修				
重視する事項・課題	両駅間や病院への移動に直結する箇所であり、交通管理者と協議して進めます。				

【新松田駅・松田駅周辺】

事業主体	神奈川県公安委員会、松田町	実施時期	継続	優先度	中
事業内容	・違法駐車・放置自転車の指導・取締りの継続				

⑦教育啓発特定事業

【町全域（住民・町職員・事業者）】

事業主体	松田町	実施時期	継続	優先度	中
事業内容	・福祉教育（障がい理解、高齢者理解）の推進 ・施設の適正利用（思いやり駐車場、優先席、多機能トイレ）に関する啓発活動 ・職員のバリアフリー研修の実施 ・事業者への合理的配慮の周知・啓発				

⑧その他の事業

【新松田駅・松田駅周辺】

事業主体	松田町	実施時期	短期	優先度	中
事業内容	・バリアフリーマップの作成、町ホームページ等での情報提供 ・駐輪施設の整備、既存施設の周知（再開発事業における駐輪場の整備と連携） ・町営駐車場の利用方法・あり方の検討（駅前整備との整合）				

【重点整備地区】

事業主体	松田町	実施時期	継続	優先度	中
事業内容	・手話奉仕員の養成など、障がい者の社会参加の促進 ・災害時の要配慮者への対応の普及、支援体制の構築 ・コミュニティバス等の多様な交通手段の維持・検討				
重視する事項・課題	公共交通事業者と調整して進めます。				

（２）その他の移動等円滑化のために必要な事項

①心のバリアフリーの推進

施設などのハード面のバリアフリー化だけでなく、障がいのある人や高齢者などへの理解を深め、誰もが互いに支え合う意識を育むことが重要です。教育啓発特定事業に加え、福祉教育（障がい理解・高齢者理解）の推進、思いやり駐車場・優先席・多機能トイレなどの適正利用に関する啓発、町職員へのバリアフリー研修、事業者への合理的配慮の周知・啓発に取り組みます。

②障がい者等の社会参加の促進

障がいのある人が地域の活動に積極的に参加できるよう、手話奉仕員の養成などを行い、地域活動や各種行事への社会参加を支援します。

③災害時・緊急時のバリアフリーの推進

地域の防災訓練などの機会を通じて、要配慮者への対応について普及を図るとともに、避難所となる施設のバリアフリー化を進め、地域住民の協力による災害時の要配慮者への支援体制を構築します。

④情報のバリアフリーの推進

エレベーター、バリアフリー対応トイレ、車椅子使用者用駐車施設の位置など、新松田駅・松田駅周辺のバリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップを作成し、町ホームページ等で提供します。町内の利用者だけでなく、観光客など町外からの来訪者にも分かりやすい情報提供を行うとともに、誰もが利用できるウェブサイトとなるよう配慮します。

⑤地域交通の充実

重点整備地区の生活関連経路における安全な歩行空間の整備とあわせて、鉄道・路線バス・タクシーなどの公共交通事業者と連携・調整を図ります。高齢化の進行や免許返納者の増加を踏まえ、地域の実情に応じて、コミュニティバスやデマンド型交通など多様な交通手段を検討し、持続可能な公共交通サービスの構築を図ります。

⑥町営駐車場の利用促進とあり方の検討

町営駐車場を引き続き適切に運営するとともに、車椅子使用者用駐車施設の設置・表示など、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。また、新松田駅北口地区の再開発事業をはじめとする駅周辺の整備との整合を図りながら、町営駐車場の利用方法やあり方について検討します。

⑦違法駐輪を防止するための駐輪施設の整備

生活関連経路上にみられる違法駐輪や放置自転車をなくすため、駐輪施設の整備を進めるとともに、既存施設の周知を行います。あわせて、関係機関と連携して指導・取締りを継続します。